



# 島根県報

平成25年6月25日（火）

第2,506号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林 業 課) 2

### 【告 示】

土地改良区の役員の退任の届出 (農 村 整 備 課) 2

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (水 産 課) 3

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出 (中 小 企 業 課) 3

### 【教委告示】

博物館登録原簿の登録事項の変更 (文 化 財 課) 3

### 【選管告示】

政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出をすることができない団体 4

不在者投票を行うことができる施設の指定 4

不在者投票を行うことができる施設の名称の変更 4

### 【雑 報】

平成24年度島根県市町村職員共済組合決算 (市 町 村 課) 5

### 【正 誤】

平成24年1月10日付け島根県報第2,356号中 (総 務 課) 6

平成24年1月31日付け島根県報第2,362号中 ( " ) 6

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第48号）

#### 1 規則の概要

(1) 次の表の区分欄に掲げる資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間を定めることとした。（第6条関係）

区 分	償還期間	据置期間
認定特定増殖事業計画に従って特定増殖事業を実施するのに必要な資金	12年以内	5年以内

(2) (1)の資金を借り入れる場合について、東日本大震災により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について損害を受けたこと又は売上げが平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長等から受けたものが貸付金の貸付けを受ける場合における償還期間及び据置期間の特例を定めることとした。（第6条の2関係）

(3) (1)の資金を借り入れる場合においては、認定申請書に特定増殖事業計画の認定書の写しを添付することとした。（様式第1号関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 6 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第48号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次の1号を加える。

(7) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項の認定を受けた者が、同法第11条第1項に規定する資金を借り入れる場合 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）

第6条の2中「とあるのは「15年」」の次に「（同条第2項第7号に掲げる場合にあっては、「13年」）」を、「8年」の次に「（同号に掲げる場合にあっては、「6年」）」を加える。

様式第1号中「9 注4から注8までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類を添付すること。」を

「9 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第11条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第9条第1項に規定する特定増殖事業計画の認定書の写しを添付に改める。すること。」

10 注4から注9までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類を添付すること。」

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年 6 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

奥出雲町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

大谷 隆壽 仁多郡奥出雲町竹崎550番地2

---

**島根県告示第479号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成21年島根県告示第480号による保険に付すべき義務は、平成25年6月15日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成25年6月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

温泉津町加入区

浜田市加入区

益田市加入区

---

**島根県告示第480号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成25年6月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない松江店 松江市学園一丁目8-21

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社いない 代表取締役 稲井範行 鳥取県倉吉市河原町1770番地

## (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,094平方メートル

## (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

## (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日

平成18年1月16日

## 2 届出年月日

平成25年6月17日

---

**教 育 委 員 会 告 示****島根県教育委員会告示第9号**

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定により、平成25年6月25日付けで次のとおり博物館に係る登録

事項の変更登録をしたので、博物館の登録に関する規則（昭和27年島根県教育委員会規則第6号）第7条第2号の規定により告示する。

平成25年 6 月 25 日

島根県教育委員会委員長 山 本 弘 正

設置者の名称		博物館の名称	博物館の所在地
変更前	変更後		
財団法人 絲原記念館	公益財団法人 絲原記念館	絲原記念館	仁多郡奥出雲町大谷856 -18

## 選挙管理委員会告示

### 島根県選挙管理委員会告示第26号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成25年 6 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年 6 月 25 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

政党

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
みんなの党参議院島根県第1支部	櫻内 朋雄	大久保 裕二	松江市東津田町1131-1

### 島根県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成25年 6 月 25 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名称	所在地	指定年月日
ヴィラ湖水苑	出雲市湖陵町差海283-1	平成25年 6 月 12 日
あすかシルバーホーム	益田市中島町イ1454-1	平成25年 6 月 12 日
あすかケアホーム	益田市中島町イ1454-1	平成25年 6 月 12 日

### 島根県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成25年 6 月 25 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
介護老人保健施設悠々園	松江市川原町291番地 1	施設の所在地	松江市川原町309番地 1

**雑 報**

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、平成24年度決算の要旨を公告する。

平成25年 6 月 25 日

島根県市町村職員共済組合 理事長 松 浦 正 敬

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	預託金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
収 入	負 担 金	3,317,494	9,489,746		102,304	94,756			
	掛 金	3,240,214	4,965,564			91,768			
	施 設 収 入 ・ 商 品 売 上						113,621		
	連 合 会 交 付 金				43,221			10,420	
	利 息 及 び 配 当 金	324		79,034	431	329	187	416,560	6 379
	そ の 他 の 収 入	455,329			7		5,719	5,142	91,255 36,532
	他 経 理 から 繰 入				18,921		928,000		
	前 年 度 支 払 準 備 金	456,842							
	計	7,470,203	14,455,310	79,034	164,884	186,853	1,047,527	421,702	101,681 36,911
支 出	給 付	2,982,048							
	役 職 員 給 与				87,111	15,782	78,748	28,315	4,787 14,704
	旅 費 ・ 事 務 費				7,506	2,749	1,023	5,892	997 2,867
	商 品 仕 入						3,248		
	飲 食 材 料 費						23,387		
	委 託 費 ・ 委 託 管 理 費				4,454	1,175	14,350	3,259	59 845
	支 払 利 息			79,034			83	294,647	78,957
	連 合 会 払 込 金	81,662							4,310
	連 合 会 抛 出 金	255,544							
	負 担 金 払 込 金		9,489,746						
	掛 金 払 込 金		4,965,564						
	老 人 保 健 抛 出 金	46							
	退 職 者 給 付 抛 出 金	271,949							
前 期 高 齢 者 納 付 金	1,622,818								
後 期 高 齢 者 支 援 金	1,105,229								
介 護 納 付 金	406,832								

他 経 理 へ 繰 入	18,921				363,000		465,000		100,000
そ の 他 の 支 出	3,328			68,368	130,124	219,817	11,732	10,951	9,271
次 年 度 支 払 準 備 金	453,196								
計	7,201,573	14,455,310	79,034	167,439	512,830	340,656	808,845	100,061	127,687
差 引 当 期 利 益 金 又 は 当 期 損 失 金 (△)	268,630	0	0	△2,555	△325,977	706,871	△387,143	1,620	△90,776

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	預 託 金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	
資 産	流 動 資 産	998,885	1,319,851	148,096	159,103	222,345	239,070	4,800,115	75,024	215,273
	固 定 資 産			2,937,000	188	41	2,491,538	22,811,140	3,041,667	15
	繰 延 資 産						13,199			
資 産 合 計	998,885	1,319,851	3,085,096	159,291	222,386	2,743,807	27,611,255	3,116,691	215,288	
負 債	流 動 負 債	301,807	1,319,851		3,542	11,238	48,952	25,316,809	1,408	81,359
	固 定 負 債	453,196		3,085,096	47,713	31,662	143,650	43,705	3,012,287	36,828
	負 債 合 計	755,003	1,319,851	3,085,096	51,255	42,900	192,602	25,360,514	3,013,695	118,187
純 資 産	資 本 剰 余 金						2,364,575			
	利 益 剰 余 金	243,882			108,036	179,486	186,630	2,250,741	102,996	97,101
	純 資 産 合 計	243,882	0	0	108,036	179,486	2,551,205	2,250,741	102,996	97,101
負 債 ・ 純 資 産 合 計	998,885	1,319,851	3,085,096	159,291	222,386	2,743,807	27,611,255	3,116,691	215,288	

**正****誤**

平成24年1月10日付け島根県報第2,356号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
1	目次中	一般競争競争	一般競争入札

平成24年1月31日付け島根県報第2,362号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
1	目次中	生活保護法に	生活保護法の